

北海道ドローン協会 当別ドローン練習場 利用手順（団体会員）

1. ポイントの購入

練習場利用前にポイントの購入が必要になります。

ポイントは、練習場の利用および、利用に際してのパイロット等の各種サービスに使用します。

以下の単位、価格で販売いたします。

- ・ 120 ポイント 55,000 円（税込）
- ・ 60 ポイント 33,000 円（税込）

有効期限は購入日より3年です。ポイントが残っている状態で追加購入した場合は、最終購入日より3年となります。

退会など購入者都合によるポイントの払い戻しは、原則行いません。



お申し込みは「[北海道ドローン協会 当別ドローン練習場 予約サイト](https://do-rone.jp/rsv/)」のお知らせ上部にある「[ポイント購入・パイロット登録等の各種お申し込みフォーム](https://do-rone.jp/rsv/)」より申し込みを行うと請求書をお送りしますので、お支払い下さい。 <https://do-rone.jp/rsv/>

2. パイロットの登録

練習場利用前に、パイロット（利用時に参加する現場責任者）の登録が必要です。練習場においての飛行練習は、登録パイロット以外の方も可能ですが、登録済みパイロットが現場責任者として必ず同席してください。

登録に際しては、一団体あたり3名を超える登録の場合、以下のポイントが必要です。

- ・パイロット（利用時に参加する責任者）・・・ 5ポイント/人

パイロット登録は無期限有効です。



登録は「[北海道ドローン協会 当別ドローン練習場 予約サイト](https://do-rone.jp/rsv/)」のお知らせ上部にある「[ポイント購入・パイロット登録等の各種お申し込みフォーム](https://do-rone.jp/rsv/)」よりお願いします。

<https://do-rone.jp/rsv/>

3. 練習場利用可能日時

練習場は、平日、及び土日祝日利用可能です。利用時間帯および利用時に購入済みポイントから消費されるポイント数は、以下の通りです。

- ・ 午前（9：00～13：00） 10ポイント
- ・ 午後（13：00～17：00） 10ポイント
- ・ 全日（9：00～17：00） 20ポイント

※自社以外の方を招いた有料の講習会を開催する場合は、お問い合わせください

※冬季の利用は限定的に可能です（協会としての除雪は不定期、前日または当日に積雪した場合等の利用時の除雪は利用者負担）。

4. 予約

4.1 予約可能の期間

利用予定日の3か月前から前日まで予約可能です（※暫定的に年度分の予約を可能としました。3月の来年度予約についてのアナウンス時から翌年3月末までの予約を可能としています。

利用年度内の3月末までの予約が可能です）。

4.2 空状況の確認と予約

練習場の空き状況と予約は、登録パイロットが予約システムにログインして行ってください。

※予約システムのIDとパスワードは、登録パイロットに対してご案内いたします。

予約サイト：<https://www4.revn.jp/dghok/>

5. キャンセルについて

以下の場合、ポイントは消費されません。その他の事情によるキャンセルの場合は、ポイントが消費されます。

- ・利用当日、気象条件により利用できなかった場合

※3営業日以内に協会事務所へメールまたは下記フォームにてキャンセルの連絡をすること。

お問い合わせフォーム：<https://www4.revn.jp/dghok/inquiry/>

キャンセル申請後2営業日以内に事務局から受付完了メールがない場合はキャンセル連絡が完了していませんので別途お問い合わせください。

- ・利用日の5日前までにキャンセルした場合

例)：4月16日の予約を取り消す場合、4月16,15,14,13,12日のキャンセルはポイントが消費されます。4月11日かそれよりも前にキャンセルをした場合はポイントが消費されません。

6. 当日の利用手順



6.1-1 鍵の受取（平日利用の場合）

練習場の休憩所、トイレは、施錠しています。鍵は当別町役場2階の企画部 ICT 推進課 ICT 推進係ドローン係まで受け取りに来てください。

貸出簿への記入が必要となります。

当別町の受付時間は 8:45～17:15 です。

6.1-2 鍵の受取（土日祝日の場合）

当別町役場が当日は休みなので、前日借り受け、後日返却になります。例えば土日に借りる場合は、金曜日に借りて月曜日に返却になります。

6.2 注意事項の確認

練習前に、休憩所に備え付けの別紙—4 「利用時確認事項および同意書」の内容を確認の上、必要事項をご記入し、ご署名ください。トラブル等対応手順、連絡先（別紙—5）は、休憩所にも掲載していますが、事前に熟読してください。

6.3 練習開始

安全第一で練習してください。

6.4 終了時の確認

忘れ物がないようご注意ください。

ごみはお持ち帰りください。

休憩所、トイレを必ず施錠してください。

施設の故障・不具合等がございましたら、必ず協会事務所へ電話、メール<office@dghok.com>までご連絡ください。

6.5 鍵の返却

鍵は、当別町役場2階の企画部 ICT 推進課 ICT 推進係ドローン係へお戻しください。

当別町役場の開いている時間（8:45～17:15）にご返却ください。

土日祝日に借りた場合は、次の営業日に速やかに返却ください。

7. その他注意事項

①機体について

- ・必ず損害賠償保険に加入した機体で飛行させること。
- ・200グラム以上の機体に関しては航空法適用になるため、遵守すること
- ・改造機も試験飛行しても良いが、安全に注意すること

②飛行高度について

- ・近隣住民との合意が高度150m未満であるため、高度150m以上の飛行は、航空法に基づく許可をとったとしても行わないこと。
- ・自衛隊のヘリやドクターヘリが時折飛来しますので、注意すること

③目視外飛行について

- ・ゴーグルや計器飛行などの目視外飛行は可。ただし、航空法に基づく許可を受けること。

北海道ドローン協会 当別ドローン練習場

利用時確認および同意書

使用者は、飛行開始前に下記項目を確認の上、同意する場合口にチェックし、ご署名をお願いします。

- 当協会より使用に際しての説明を受けた登録パイロットが参加している。
- 使用する機体は、日常点検を行っており不具合はない。
- 周辺農地や一般道の歩行者、走行車両等に十分注意する。
- 使用機体を安全に飛行できる天候である。
- 墜落した場合の対応手順を確認した。
- 機体が行方不明となった場合の対応手順を確認した。
- その他、練習場運用ルールに従って使用する。

利用にあたり上記事項を確認し、万が一事故等が発生した場合は、使用者の責任において適切に処理します。北海道ドローン協会は責任を負わないこととします。

利用日時：西暦 年 月 日 午前/午後

登録パイロット署名： _____

機体が墜落した場合の対応手順-1

1. 速やかに報告、初期対応を行う。
 - ・ 負傷者がいる場合は、**応急手当**を行い、状況に応じて**119番**通報する。
 - ・ **出火**した場合は、**119番**通報、**初期消火**を行う。

北海道ドローン協会当別練習場
住所: 当別町茂平沢(もへいざわ)4959

1

機体が墜落した場合の対応手順-2

2. **練習場外での墜落、または人身・物損事故**の場合は、以下の連絡先に報告する。
人身・物損事故、出火時以外は、無許可で私有地に立ち入らないこと。
 - 当別町企画部ICT推進課ICT推進係ドローン係
0133-23-3073
 - 北海道ドローン協会
011-299-8104

練習場内での墜落で、自損のみの場合は連絡不要（練習場内の設備を損壊した場合はドローン協会へ連絡してください）

2

機体が墜落した場合の対応手順-3

3. 加入している保険会社または取扱代理店へ報告する。

3

機体が墜落した場合の対応手順-4

4. **人身、練習場外の物損事故**の場合は、以下の連絡先に報告する。
 - ・ 新千歳空港事務所 0123-23-4195 平日
0123-23-4102 休日後日、事故報告書を北海道ドローン協会へ提出する。

4

機体が行方不明となった場合の対応-1

1. 速やかに以下の連絡先に報告する。
 - ・ 当別町企画部ICT推進課ICT推進係ドローン係
0133-23-3073
 - ・ 北海道ドローン協会
011-299-8104
 - ・ 新千歳空港事務所
0123-23-4195 平日
0123-23-4102 休日

5

機体が行方不明となった場合の対応-2

2. 飛行ログを確認し、検索する。
私有地に立ち入る必要がある場合は、当別町ドローン係の指示に従うこと。

6